

茨城県低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

児童1人当たり
5万円
支給

■支給対象者

〈ひとり親世帯の方〉

下記の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年9月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要。11月下旬振込予定です）
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（収入が児童扶養手当の支給基準額を下回る方に限る）（申請が必要です）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請が必要です）

■受付期限

11月28日（月）～令和5年2月28日（火）まで

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに子育て支援課まで持参、又は郵送でご提出ください。（申請書は、潮来市ホームページ、又は子育て支援課で取得できます。）

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388

〈ひとり親世帯以外の方〉

下記の①②の両方に該当する方

- ①令和4年8月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和5年2月未だに生まれた新生児等も対象になります。）
- ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方。又は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方
- ◎令和4年9月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者の方で、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方は、**申請不要**です。（11月下旬振込予定です）
- ◎新生児等、令和4年9月以降に児童手当・特別児童扶養手当を新たに受給する方で、令和4年度住民税（均等割）が非課税の方は、**申請不要**です。（対象者へは案内を送付後、児童手当等を支給している口座へ振り込みます。）
- ◎**上記以外の方は申請が必要です。**（例：高校生のみを養育している方、収入が急変した方等）

あなたも里親になりませんか ～里親を必要としている子どもたちがいます～

さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない子どもたちを、里親さんの家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度です。



- 子育ての経験がなくても、必要な知識などを研修で身に付けることができます。
- 児童相談所や児童福祉施設の職員によるサポート体制があります。
- 里親には、迎え入れた子どもの養育費として、里親手当・生活費・学校教育費・子ども医療費などが支給されます。（※里親手当は養育里親、専門里親に支給）

里親制度説明会 開催

期 日 12月11日（日）午後2時～4時
（受付 午後1時30分～）

場 所 津知公民館（辻794-1）

参加費 無料

申込方法 電話にて予約（先着順）
☎080-8434-3609

個別相談も随時実施しています。

【お問合せ】

社会福祉法人 同仁会
児童家庭支援センターあいびー

☎029-291-3770

メール：satoriku@doujinkai.or.jp

担当者直通（新山）：080-8434-3609

※茨城県より里親制度等普及促進事業を受託しています。里親について詳しく知りたい方、関心はあるけど不安な方、まずはお問合せください。



ブログ